

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当分の翌
日)

目 次

- ◆ 条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◆ 告 示 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正
森林所有者が知れず、又はその所在が不明なもの
- 保安林予定森林の区域の変更
小売りさばき人の指定
- ◆ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◆ 公 告 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催
- ◆ 正 誤 寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則中
訂正

条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年二月十二日

鳥取県条例第三号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

四十二年 上井 倉吉市小田

簡易耐火 四、八九〇円

四十二年 上井 倉吉市小田

倉吉市小田 簡易耐火 四、八九〇円

に改め

鳥取市浜坂 簡易耐火 四、九七〇円

に改め

同表の第二種県営住宅の表中

四十三年 倉田 鳥取市数津

簡易耐火 三、七八〇円

四十三年 倉田 鳥取市数津

鳥取市数津 簡易耐火 三、七八〇円

に改め

八頭郡家町大字 簡易耐火 三、八四〇円

に改め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百八号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年二月十二日から施行する。

昭和四十四年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 神奈川県 山梨県山梨市 同県中巨摩郡 同県北巨摩郡 同県東八代郡 同県南巨摩郡 同県甲府市 静岡県富士宮市 富山県小矢部市 石川県河北郡 福井県鯖江市 滋賀県蒲生郡 三重県四日市市 愛媛県松山市 鹿児島県

鳥取県告示第百九号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号(豚等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年二月十二日から施行する。

森 林 の 所 在 場 所 分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者

郡	大字	字	地番	住	氏名
日野	日南	上萩山	滑鉄山所	一七四九一	千葉県松戸市常盤平二丁目二四の一
桂木	哲	川田	房藏		

昭和四十四年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 岩手県下閉伊郡 茨城県那珂郡 栃木県塩谷郡 東京都江戸川区 山梨県富士吉田市 同県南巨摩郡 同県中巨摩郡 同県東八代郡 長野県長野市 静岡県富士市 同県沼津市 同県三島市 同県賀茂郡 愛媛県八幡浜市 熊本県天草郡 同県下益城郡 同県熊本市 同県阿蘇郡 同県菊池郡 大分県豊後高田市 同県東国東郡 同県西国東郡 同県日田市 同県大野郡 佐賀県東松浦郡

鳥取県告示第百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定に基づき保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法第三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を日南町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十四年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二十二号

昭和四十三年十二月鳥取県告示第八百十五号をもつて告示した東伯郡羽合町大字宇野字西又二 一、九六三の一に所在する保安林予定森林について、その区域の一部を変更したから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十四年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十三号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和四十四年二月十日	鳥取市東町一丁目二二〇番地	財団法人鳥取県交通安全協会	東伯郡大栄町大字由良宿一三〇〇番地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

河野 俊夫

昭和四十四年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十四年二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十四年二月十九日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 選挙常時啓発事業について

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和35年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和44年2月12日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和44年3月6日 午後1時から	倉吉警察署会議室	倉吉及び八幡の各警察署の管内に居住する者
昭和44年3月11日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩井、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

昭和44年3月14日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
----------------------	----------	----------------------------

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額 (500円) に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印

正 誤

鳥取県庁の文庫に属する規則の一部を改正する規則(昭和四十四年二

鳥取県人事委員会規則第十四号) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二六 下 三 (条例第八条第二項 条例第八条第二項